

野木町国民健康保険被保険者の方が交通事故にあったときは

交通事故など、第三者(自分以外の人)より受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担するべきものなので、国民健康保険は使用できません。ただし、「第三者行為による傷病届」を住民課保健医療係へ提出することにより、保険証または資格確認書等を使って治療を受けることができます。その場合は、野木町国民健康保険が一時的に医療費を立て替え、加害者に後日請求することになります。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると国民健康保険が使えなくなる場合がありますので、示談の前に必ず住民課保健医療係へ届け出てください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険 人間ドック検査費用助成

町では、町国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している被保険者の方を対象に、人間ドックまたは脳ドック(以下、「人間ドック等」)の検査費用の一部を補助しています。

定期的に検査を受け、病気の早期発見、早期治療に心がけてください。

次の要件を全て満たしている方

- ①町国民健康保険または後期高齢者医療保険の被保険者で、人間ドック等の検査を受ける日において40歳以上の方
- ②国民健康保険税を完納している世帯に属する方、または後期高齢者医療保険料を完納している方
- ③特定健診、後期高齢者健診を受診していない方

【補助額】

検査費用の3分の2(千円未満切り上げ)で2万円を限度額とし、1年度につき1回の受診に対して補助します。

【申請に必要なもの】

保険証または資格確認書、領収書(人間ドック等検査費用)、検査結果票、印鑑、振込口座のわかるもの

※申請期間は、人間ドック等を受けた日から1年以内です。

※受診医療機関は町内外を問いません。

※脳ドックのみ受診の場合は、検査結果票は不要です。

国民健康保険の切替え

国民健康保険の加入または離脱の際には必ず窓口での手続きが必要になります。

下記のときは、必ず14日以内に住民課へ届出をお願いします。

なお、すべての手続きにマイナンバーがわかるもの、本人確認書類が必要になります。



	事由	手続きに必要なもの
国民健康保険に入るとき	他の市町村から転入してきたとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	被保険者証または資格確認書等、母子健康手帳
	外国人が加入するとき	在留カード、パスポート
国民健康保険をやめるとき	他の市町村に転出するとき	被保険者証または資格確認書等
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の被保険者証または資格確認書等 (後者が未交付のときは加入したことを証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護を受けはじめたとき	被保険者証または資格確認書等、保護開始決定通知書
	死亡したとき	被保険者証または資格確認書等、死亡日を証明するもの
	外国人が脱退するとき	被保険者証または資格確認書等、在留カード
その他	町内で住所が変わったとき	被保険者証または資格確認書等
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき	
	就学のため別に住所を定めるとき	被保険者証または資格確認書等、在学証明書、他市町村住民票